

東住吉区学校選択制 Q&A

1 制度について

①通学区域以外の学校を選択する場合、通学路の安全確保についてはどうなりますか。

原則徒歩であることを踏まえ、保護者の責任において、通学距離や経路等、通学の負担や安全を考慮し、希望校の選択をお願いします。 ※自転車での通学は禁止しています。

②双子で通学区域以外の学校を希望しているが、同じ学校への進学は可能ですか。

希望調査票での申請により、抽選時において1組として扱うことができます。

③学校選択制を利用して通学区域外の小学校に入学・卒業した場合、選択した小学校区の中学校に入学できますか。

学校選択制により通学区域外の小学校に入学・卒業した場合でも、進学中学校は通学区域の市立中学校になります。通学区域外の市立中学校を希望される場合は新中学1年生になる前に再度、学校選択をしていただきます。その場合、優先扱いはありません。また、受入可能人数によっては希望する中学校に通えない可能性があります。

2 希望調査について

①希望調査票の提出期限を過ぎてしまったらどうなりますか。

通学区域（お住まいの校区）の学校が指定校となります。その他の学校を希望される場合は、希望変更受付期間中（11月12日（月）～16日（金））に東住吉区役所窓口サービス課で希望変更の手続きをしてください。

②第2希望まで必ず選択しないといけないのですか。

第2希望がない場合は記載の必要はありません。第2希望を選択していた場合で第1希望の学校が抽選により落選となった場合、第2希望の抽選に回ることとなります。第2希望の学校に当選した場合は、その学校への就学を辞退することはできず、第1希望の補欠に回ることできません。第1希望の学校の抽選において落選となった場合に、第1希望の学校の補欠としての登録を希望される方は、第2希望の学校の選択をしないようにしてください。

3 抽選について

①落選した場合はどうなりますか。

落選された方全員に抽選で順番をつけて、それぞれの第1希望の学校の「補欠登録」を行います。区外への引っ越しや国立・私立学校等へ入学をされる方が発生したことにより受入枠ができた場合には、補欠登録期間終了日（小学校は2月12日（火）、中学校は2月20日（水））までに繰り上げになった旨の連絡をいたします。

4 引越しについて

①区内で転居する場合どうなりますか。（2ページのスケジュールをご参照ください）

- 11月16日（金）までは2ページのとおりです。
- 11月17日（土）以降は次のとおりです。

【転居後の通学区域の学校に変更して通いたい場合】

「希望変更申請期間」の終了をもって希望校が確定していますので、転居手続き時に窓口サービス課で必要な手続きを行ってください。

【学校選択制により選択した学校に通いたい場合】

「希望変更申請期間」終了をもって希望校が確定しています。そのため、転居後も希望調査票の効力は失われないため特に手続きは必要ありません。なお、希望校を変更することはできません。